

## 不動産の売却を検討される売主様へ

一、弊社と締結して頂く不動産の売却の媒介契約とは、宅地建物取引業者である弊社が、売主様又は売主様買主様双方との間で締結する契約で、弊社が当該物件の売買契約当事者間の仲立ちとなり、弊社が売買契約の成立に向けてあつせんすることを内容とします。

二、上記の媒介契約により、弊社が売主様から受託する不動産売却のご依頼の流れは、おおむね以下の手順を踏んで行われます。(但し、事案の相違により、媒介契約の内容によって異なる場合があります。)

1. 物件調査（基礎的調査）
2. 価格査定
3. 売主様と弊社間の媒介契約の締結と書面の交付
4. 売買の相手方の探索
5. 売買の相手方との交渉
6. 売買契約の締結と書面の交付
7. 決済、引渡し 等

三、また、事案によっては、状況に応じて以下の手続が必要となる場合がございますが、売主様側で必要に応じ各手続き毎に、税理士、弁護士、司法書士等それぞれの分野の専門家に別途ご依頼頂くことになります。

1. 税務手続き
2. 法律問題手続き
3. 不動産鑑定評価
4. 抵当権抹消登記、所有権移転登記手続き
5. 住宅性能評価
6. 土壌汚染調査
7. リフォーム相談 等

四、なお、弊社の媒介により不動産の売買契約が成立した場合には、宅地建物取引業法が定める上限の範囲内で報酬を申し受けます。